

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、町が管理する道路上での事故による損害について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

令和6年5月14日

里庄町長 加藤 泰久



- 1 相手方 別紙のとおり
- 2 事故の概要 令和5年11月19日、町道上（里庄町大字新庄1137番地2地先）において、自転車で走行中にグレーチングと柵の隙間にタイヤが挟まったことにより転倒し、負傷した。
- 3 損害賠償額 682,940 円
- 4 和解条項
 - （1）町及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。
 - （2）相手方は、その余の請求を放棄する。

理 由

損害賠償の額を定め、和解することについて、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。